

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 丸森町 (都道府県: 宮城県)
本事業の担当部局名 子育て定住推進課

事業メニュー	結婚・妊娠・出産・子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業			
区分	重点メニュー			
関連事業メニュー	3.2.2 地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成			
個別事業名	子育て支援情報発信事業及び産婦人科・小児科オンライン相談事業		新規／継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 4 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,683,935			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 <地域の実情と課題> 本町において、少子高齢化による人口減少は最重要課題である。本町の出生率は全国平均を下回る状況にあり、近年の出生数も令和3年29名、令和4年34名、令和5年29名と低迷している。婚姻件数は令和2年20件、令和3年21件、令和4年25件と微増ではあるものの依然として低い傾向にあり、結婚率は2.1と宮城県平均3.7を大きく下回る状況である。 このような現状から、出生数の増加には、子育て支援に加え、結婚を希望する町民が希望する年齢で結婚できるよう町が支援する体制が必要である。また、過疎化に伴い小児科医及び産婦人科医の不在等による本町での出産や子育てに対する子育て世代の不安を解消するための相談・支援体制の整備や充実を図り、安心して生み育てられるような支援体制と地域との連携が不可欠である。			
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 本町では、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」のもと、「こどもの未来を全力応援！丸森町」をキャッチフレーズに掲げ、地域が一丸となって子どもを安心して生み育てられるよう、丸森の大人たちへ向けた「子ども全力応援宣言」、妊産婦や子育て家庭向けに思いやり駐車場整備やトイレへのベビーキープ設置などを実施し、結婚・妊娠・出産・子育てに温かい地域づくりと気運の醸成に取り組んでいる。また、昨年度実施した結婚支援等のアンケート調査結果を基に、婚姻数増と支援事業の認知アップに向けて継続的に取り組むとともに、子育て世代に寄り添った伴走支援を継続して行うことで保護者の子育てに関する不安や悩みを解消できる環境を整備する。 <本個別事業の位置付け> 「第五次丸森町総合計画」の重点プロジェクトの1つ「子育て世代が暮らしやすいまちづくりを推進する。」として、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」を進めている。この計画においては、親が「子どもを生み育てたい」と思えるようなまち、そして子どもたちが、将来「丸森で生まれ育って良かった」と思えるようなまちをつくることを基本理念に掲げ、重点的に取り組むべき事項として ①認定こども園運営支援、②子どもの居場所づくりの推進、③子育て世代の経済的負担の軽減、 ④子育てに関する情報提供体制の強化、⑤子どもの「生きる力」を養う教育・保育の充実 の5つを選定している。④子育てに関する情報提供体制の強化では、「子育て相談窓口の体制の推進」「ITを活用した情報発信」を重点的に取り組む内容としており、本事業を実施することにより、子育て世帯の利便性を高め、子育て世帯の方々が必要な情報を迅速に取得できるような体制づくりを進める。			
	(過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)) 本町には産婦人科・小児科の医療機関がないことに加え、周辺自治体においても閉院が相次ぎ、妊産婦や乳幼児が医療機関に通院するためには長時間の移動が避けられない状況にある。過疎地域である本町においても、安心して結婚・出産・子育てができるよう、スマートフォンを利用した相談・支援体制の整備・充実を図る必要がある。 本事業は、子育て支援情報発信事業と産婦人科・小児科オンライン相談事業の2つを導入し、妊産婦や家族を中心に正しい情報の発信と医療についていつでも相談できる体制を構築するものである。 子育て支援情報発信事業は、予防接種の管理等もできる子育て支援アプリを用いて地域の子育て情報を発信する取組で令和4年度から本格導入しており、令和5年12月末時点での登録者は126名である。 また、産婦人科・小児科オンライン相談事業は、産婦人科医・小児科医・助産師にLINEや専用ウェブサイト相談できるサービスを提供する取組である。利用対象者については、年齢や性別を問わず利用可能としており、子育て支援情報発信事業と同様に令和4年度から本格導入している。令和5年12月末時点での登録者数は102名である。 妊娠中や子育て期におけるインターネットからの情報収集は一般化しているが、正しい知識や情報の取捨選択が困難な状況にある。利便性の向上や安心して子どもを産み育てるためには、より信用性の高い情報発信や相談体制の整備を進める必要がある。 なお、本町では、令和4年4月にWARASKO(子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を併設)を開設し、妊娠期から子育て期の子育て支援事業や相談事業を切れ目なく実施している。子育て支援事業の内容や子育て関連情報を町ホームページや広報誌はもとより、LINEの導入やアプリを活用して広く配信することで知名度の向上を図り、併せて医師等によるオンライン相談を活用することで安心して子供を産み育てられる体制づくりを行う。 今年度は、こどもまんなか月間(5月・11月)との連携により、結婚や妊娠・出産、子育てにおける気運の醸成を図るとともに、産婦人科・小児科オンライン相談事業等の周知を行う。			

個別事業の内容
※(注)3

番号	項目	内容	ステップアップ	KPI設定
1	子育て支援情報発信事業	スマートフォンアプリによる母子健康手帳のサポート並びに町の母子保健事業や子育て情報の発信を行う。 ※母子保健事業は、母子だけでなく父親を含む親と子の心身の健康の保持、増進を目的とする。アプリは家族誰でも利用でき、家族間で子どもの健診記録や予防接種等を共有することで父親の育児参加を促進し、家族で協力しながら子どもの成長を見守ることも可能である。 ①妊産婦や子どもの健康データの記録管理 ②予防接種のスケジュール管理 ③プッシュ通知型による自治体からの保健事業や子育て情報の発信 ※広報誌、町ホームページ等でサービスについて周知。LINEによる周知も検討。特に父親のアプリ登録者が少ないことから、父親の育児参加を促すための、情報発信にも力を入れている。	○	○
2	産婦人科・小児科オンライン相談事業	産婦人科医、小児科医に妊娠中、産後、子育ての悩みや医療について相談できる環境を構築。父親、母親、児童本人等年齢を問わず利用可能である。 ①いつでも相談(専用フォームから相談内容を送信。24時間以内に直接医師からの回答が得られる。) ②夜間相談(LINEでのテキストチャット、音声・ビデオ通話等で直接相談。18時～22時の間・予約制。) ③日中助産師相談(産後の女性を中心に、夜間だけでなく日中にもリアルタイムに相談できる。月水金の13時～17時に利用可能。予約不要。LINEでのテキストチャット相談。画像や動画での送信も可能。会話数の制限なし。) ④育児・医療関連記事の掲載及び動画配信等 ※広報誌、町ホームページ等でサービスについて周知。特に産婦人科・小児科オンラインでは、利用対象者を限定せず小児科・産婦人科に関する不安・悩み等を持つ方を広く対象とし、婦人科系健診や町内小中学校を通して年齢にあった内容でサービスを周知、普及していく。また、④育児・医療関連記事の掲載及び動画配信等については、事前に配信日等を通知する等連携して情報を発信していく。	○	○
3	こどもまんなか月間情報発信・周知	こどもまんなか月間(5月・11月)において、結婚や妊娠、出産、子育てにおける気運の醸成を図るための情報発信や周知を実施するとともに、産婦人科・小児科オンライン相談事業等の周知を行う。 ①5月…産婦人科・小児科オンライン相談事業の周知 ②11月…児童虐待防止キャンペーンと併せて周知		○
[次年度以降に向けた事業の方向性] 現在利用しているオンライン医療相談を継続することで、子育て中の不安や悩みを相談できる機会の場を増やす。また、多様化する子育て家庭へのニーズに柔軟に対応していくため、父と子のふれあい事業を開催する。併せて町がLINEの導入をすることで情報発信の場を広げ、正確で信用性の高い情報の発信に努めることで安心して子育てができる環境づくりを行う。				
[事業内容を検討する上で参考とした既存事業]				

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	子育て支援センター利用率		%	60 (R 6)	61 (R 4)
	子育てサポーター育成数		人	30 (R 6)	29 (R 4)
	保育所定員充足率		%	100 (R 6)	98 (R 4)
	認定こども園施設数		か所	2 (R 6)	2 (R 4)
	乳幼児健診において子どものことで心配がある保護者の割合		%	40 (R 6)	25 (R 4)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			0.94 (令和4年丸森町算出)	
	婚姻件数		件	25 (令和4年人口動態統計)	
	婚姻率			2.1 (令和4年人口動態統計)	

個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注) 6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	サービス登録者数 (①子育て支援情報発信事業)	人	130 (令和6年度)	126 (R5.12.31時点)
	2	サービス登録者数 (②産婦人科・小児科オンライン相談事業)	人	105 (令和6年度)	102 (R5.12.31時点)
	3	ICTによる情報発信件数	件	265 (令和6年度)	263 (R 4)
		(アウトカム)			
	1	アプリ、システムの満足度	%	98(令和6年度)	98.0 (R5.12.31時点)
	2	子育てに不安のある保護者の割合	%	45(令和6年度)	46 (R 4)
	3				
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 7	特になし				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 8	①民間業者に業務委託。サイト自体は業者が構築。ただし、プッシュ通知、配信記事等は町で作成して配信。 ②民間業者に業務委託。サービスを受ける者が専用フォームにアクセスし、受託業者が雇用する医師や助産師等が相談に対応。また、利用時の満足度アンケート等の結果を定期的に町に報告。虐待が疑われる等の気になる相談があった場合、対応した医師等から本町に連絡が入るため、連携して対応することが可能。				

(注)

1 「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2 「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3 「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5 「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7 「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。